

令和7年4月25日

第4回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和7年4月25日(金) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員6名) 武田会長職務代理者
宮田委員 橋田委員
横山委員 堅田委員 大野委員

(推進委員7名) 高橋委員 三本委員 谷本委員
森田委員 森光委員
坂本委員 谷脇委員

4. 欠席委員 (農業委員2名) 古谷会長 津野委員
(推進委員1名) 和田委員

5. 出席職員 (事務局2名) 梅原局長 徳永次長

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
(農業委員会等に関する法律第31条に該当)
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
(農業委員会等に関する法律第31条に該当)
議案第3号 非農地証明願について
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第6号 農地売買に係るあっせん委員の選任について

7. 報告事項

8. その他

開会宣言	武田会長職務代理者 只今から、令和7年第4回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 梅原局長 本日は1番 津野委員、7番 和田委員、古谷会長から欠席の連絡をいただいております。議長については武田会長職務代理者にお願いをいたします。
議長	武田会長職務代理者 会長が休みという事で私が代理をさせていただきます。本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきますよろしいでしょうか。
意見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	武田会長職務代理者 それでは、本日の議事録署名人は8番 橋田委員、9番 森光委員、よろしくお願いいたします。
議長	武田会長職務代理者 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号、議案第2号は農業委員会等に関する法律第31条及び須崎市農業委員会会議規則第17条に基づき、両議案の採決まで、大野委員の退席を求めます。 ——大野委員退室——
議長	武田会長職務代理者 それでは、議案第1号 非農地証明願について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議長	武田会長職務代理者 皆さんからご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

意見	6 番 森田委員 津野委員と現地確認してきました。申請の通り非農地となっています。
審議	武田会長職務代理者 何かご意見はありませんか。特にご意見がないようでしたら、許可することとしてご異議ございませんでしょうか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	武田会長職務代理者 特にご異議がないようでございますので、議案第 1 号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。
議長	武田会長職務代理者 続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 まず、農地の区分については、その他の農地としての第 2 種農地と判断され、転用が第 3 種農地に立地は困難と認められる場合等には許可である農地です。 申請地目は登記、現況とも田です。 目的は個人墓地を建築するもので、現墓地は神田にあり、遠く道も狭く危険で不便であるため、安全な申請地に移転をするもので、ほかに適地もないためやむを得ないと考えます。 資力及び信用についてですが、土地造成費込みの移設費で計〇〇円。全額自己資金で賄う計画です。預貯金の状況から問題ないと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期が許可日から 2 週間後となっており、確実性には問題ないものと判断します。 行政庁の免許、許可、認可等については、墓地等経営許可を申請中で、転用許可が下り次第許可見込みとなっています。その他必要な許可等はありません。 計画面積の妥当性について、転用面積 1 2 m²は、納骨堂図面と納骨堂予定地の図面から必要な面積と判断します。

	周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、盛土を20cm程行いますが、自己所有地の中に分筆して設けた土地であり、周辺農地の営農条件等に支障はありません。切土はありません。 公道などの切り下げ等ありません。排水計画は、北面のみ既存側溝への排水とし、環境未来課、農林水産課、建設課とも排水許可不要を確認しています。その他は自然浸透とします。 進入計画については、東側の通路から徒歩で進入します。
議 長	武田会長職務代理者 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	6番 森田委員 現地確認してきました。特に問題ありません。
審 議	武田会長職務代理者 他に何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付及することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	武田会長職務代理者 特にご異議ないようなので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について は、農地法第4条3項の規定により、高知県知事に送付することとします。
議 長	武田会長職務代理者 以上で農業委員会等に関する法律第31条に該当する議案は終了しましたので、大野委員に入室していただきます。 ——大野委員入室——
議 長	武田会長職務代理者 続きまして、議案第3号 非農地証明願について を議題といたします。事務局より説明をお願いします
議案説明	梅原局長 【議案第3号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】

議 長	武田会長職務代理者 担当委員のご意見をお願いします。
意 見	1 4 番 大野委員 番号 1 について、倉庫が建っており非農地で問題ありません。 番号 3 については、畑の原型がない状態です。イノシシが地面を掘り返してどこが堺かも分からないような状態です。非農地で問題ありません。 1 3 番 坂本委員 番号 2 について、元々は山を拓いて畑にしていたのだと思いますが、完全に山になっております。問題ありません。 番号 4 については、完全に畑をやめて雑木が生い茂っており、非農地として問題ありません。 番号 5 については、物置部分については、完全に建物が建っており問題ありません。山の方については、完全に雑木が茂っており、畑に戻せる状態ではなく、非農地として問題ありません。
審 議	武田会長職務代理者 他にご意見はございませんか。特にご意見がないようでしたら、許可することとしてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	武田会長職務代理者 特にご異議がないようでございますので、議案第 3 号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。
議 長	武田会長職務代理者 続きまして、議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】

補足説明	徳永次長 補足説明をします。 許可申請書についてですが、令和7年4月1日付けの法律改正に伴い、農業関係法令の遵守状況等が許可要件の例示として追加されましたので、今回より別紙1を添付しております。 番号1について、譲受人は水稻を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間200日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、さつまいも、じゃがいも、大根を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号2について、譲受人は水稻と洋蘭と柑橘を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間350日、妻が年間330日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は柑橘を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 議 長 武田会長職務代理者 何かご意見、ご質問等ございますか。 意 見 12番 谷協委員 番号1ですが、現地は荒れていますが、譲受人は重機を持っていますし、周りに農地もないので問題はないと思います 14番 大野委員 番号2は、文旦と芋を植えているようで、申請地の所有者名義が譲渡人の父のままになっており、名義を変更するにあたって40年ほど前から耕作していた譲受人に購入してもらおうとのことであり、問題ありません。 審 議 武田会長職務代理者 他にご意見、ご質問等ございますか。問題がないようでしたら、許可することとしてご異議ございませんでしょうか。
-------------	---

採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	武田会長職務代理者 それでは、議案第４号 農地法第３条の規定による許可申請の審議について は、許可することに決定いたします。
議 長	武田会長職務代理者 続きまして、議案第５号 農地法第５条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第５号 農地法第５条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 補足説明します。 農地の区分については、その他の農地としての第２種農地と判断され、転用が第３種農地に立地は困難と認められる場合等には許可である農地です。 申請地目は登記、現況とも田です。 目的は現在工事中の宅地造成地を追加整備し、注文住宅を建築するものでやむを得ないものと認められます。なお、宅地分譲を目的とした農地転用については、転用後の建築が不確実で、土地の遊休化を招く恐れがあるため禁止されていますが、本案件は、令和６年２月１６日許可分と同様、土地売買契約において譲受人が住宅建築を行うこととする特定建築条件付宅地分譲にあたることから認められると判断します。 次に、資力及び信用についてですが、総額〇〇円を自己資金で賄う計画ですが、銀行の残高証明書から問題ないと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期が許可日から令和１０年１２月末日となっており、特に問題ないものと判断します。 行政庁の免許、許可、認可等については、開発許可は不要、道路工事、道路占用についてはともに許可済み、市管理水路への排水及び工事許可についても建設課で了解済みとなっています。その他必要な許可等はありません。 計画面積の妥当性について、転用面積２４０㎡（実測３１０．５９㎡）は、事業計画書、土地利用計画図面から必要な面積と判断します。 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、盛土を１８３cm行い造成します。排水計画は、生活排水は浄化槽を介し、建物に降った雨水は集水桝から南側水路へ排水します。敷地に降った雨水は自然浸透とします。排水及び水路工事の許可は、市建設課

		で了解済みです。 侵入計画は西側の 6 m 道路から敷地南側に 4 m 道路を新設し 2 軒分の進入路とします。 なお、周辺農地への影響については、申請地南側、東側にある農地の所有者から同意が得られており問題ないものと判断します。
議	長	武田会長職務代理者 ご意見、ご質問はございませんか。
審	議	武田会長職務代理者 何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採	決	農業委員（異議なし）多数。
議	長	武田会長職務代理者 特にご異議ないようなので、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について は、農地法第 5 条 3 項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。
議	長	武田会長職務代理者 続きまして、議案第 6 号 農地売買に係るあっせん委員の選任について を議題といたします。
議案説明		梅原局長 【議案第 6 号 農地売買に係るあっせん委員の選任について 議案書をもとに朗読】
審	議	武田会長職務代理者 この議題に関しては、特に立候補等なければ地元の委員をお願いしております。坂本委員と武田委員に任せたいと思いますがいかがでしょうか。
採	決	農業委員（異議なし）多数。
議	長	武田会長職務代理者 それでは、議案第 6 号 農地売買に係るあっせん委員の選任について は坂本委員と武田委員をあっせん委員として選任することとします。

議 長	武田会長職務代理者 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	梅原局長 令和6年度新規就農者について 互助会について 研修旅行について 徳永次長 令和7年度活動記録簿について
閉会宣言	武田会長職務代理者 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第4回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 3時00分 その真正なることを証して署名する。 議 長 8 番 9 番